

平成 29 年 10 月 6 日

平成 29 年度農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針

広 島 県
広島県農業委員会ネットワーク機構
広 島 県 農 地 中 間 管 理 機 構

1 趣旨

県，農業委員会ネットワーク機構（以下「農業会議」という。）及び農地中間管理機構（以下「機構」という。）が連携して，人・農地プランなど地域の話合いを通じて取り組む農業委員や農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の活動等を支援するため，三者の支援内容及び役割を明確にした活動方針を策定する。

この活動方針を農業委員会と共有し，連携して取り組むことにより，農業委員や推進委員が意欲的に活動できるよう支援し，担い手への農地集積の促進と地域の維持・発展に寄与することをめざす。

2 活動方針

(1) 県の担い手へ農地集積目標

1,700ha（うち農地中間管理機構による農地集積面積 1,400ha）

(2) 県，農業会議及び農地中間管理機構（以下「三者」という。）の連携内容

農業委員会は，担い手への農地集積・集約化に向けた「農地等の利用の最適化に関する指針（担い手農地集積推進計画）（以下「指針」という。）」を策定する。

指針の策定に当たり三者は，農業委員会が市町と協議し，目標や取組内容，推進体制及び役割分担が明確になった指針となるよう指導する。

この指針のもと，農業委員や推進委員が現地で堅実に活動する仕組みづくりの構築に向け，三者は連携して次の取組を実施する。

ア 農業委員会が実施する農業委員や推進委員の年間活動計画の策定及び情報交換，研修会等を支援する。

イ 農業委員及び推進委員が持つ農地所有者や担い手の農地情報を関係機関と共有し，その情報を有効に活用できる仕組みづくりを支援する。

- ・人・農地プランなど地域の話合いに参加
- ・遊休農地以外に不作付地や高齢農家の農地利用意向調査の実施
- ・貸付希望農地のリスト化
- ・市町の担い手関係会議等に参画し，関係機関と貸付希望農地や担い手ニーズの情報共有
- ・「1人1年1マッチング」にチャレンジ

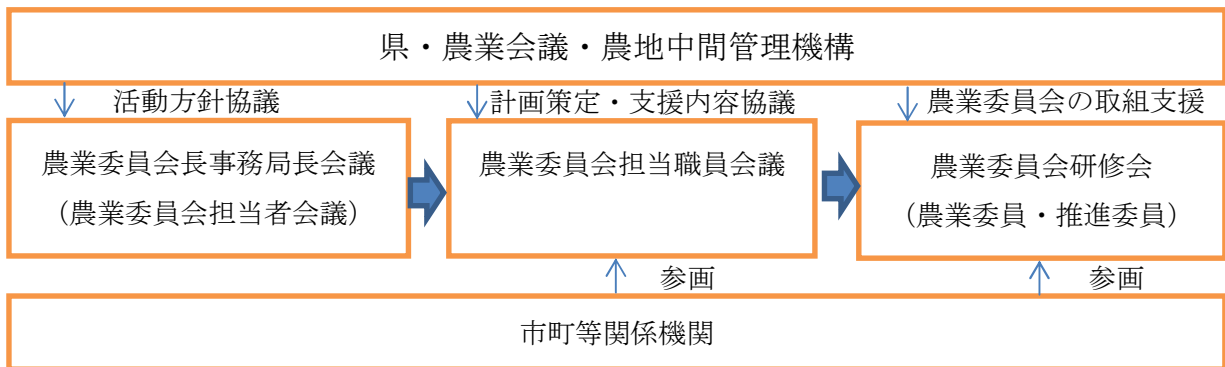
(3) 農業委員会と農地中間管理機構の連携に向けた推進方法

ア 三者は、農業委員会会長・事務局長等会議などにおいて、活動方針を示し共有する。

イ 農業委員会担当職員会議において、農業委員会事務局及び三者は、農業委員や推進委員の年間活動計画の策定や活動支援内容について協議する。

ウ 農業委員会は、三者の支援を受け、研修会を通じて農業委員や推進委員に対し活動内容の周知を図る。

なお、活動が停滞している農業委員会については、三者が農業委員や推進委員との意見交換などを通じて改善を促す。



(4) 関係機関の活動及び役割

ア 県

○県（就農支援課）は、市町に対し、指針の策定協議に参画を促すとともに、農業委員や推進委員が、市町の担い手関係会議等に参画できるよう、市町の推進体制への位置づけや体制内での役割の明確化を要請する。

○県（就農支援課）は、農業会議及び農地中間管理機構と連携を図り、農業委員会が実施する農業委員や推進委員の年間活動計画の策定及びその計画に基づく活動を支援することにより、全体の進行管理を行う。

○県（地方機関）は、集落等で行われる人・農地プランの話合いの支援や市町等が定期的に開催する担い手関係会議等を活用し、担い手への農地集積を推進する。

イ 農業会議

○農業委員会に対し、指針策定に当たっては市町農業振興部局に協議への参画を要請し、指針の合意形成を図るとともに、農業委員や推進委員が、市町の担い手関係会議等に参画できるよう、市町の推進体制への位置づけや役割の明確化を要請する。

○県及び農地中間管理機構と連携を図り、農業委員会が実施する農業委員や推進委員の年間活動計画の策定を支援する。

○農業委員会に不作付地等の農地所有者の利用意向をリスト化し関係機関で情報

共有をしながら進める「1人1年1マッチングにチャレンジ」の実施を提案し、合意のもと県及び農地中間管理機構と連携して取り組む。

○主催する会議等を通じて農業委員会の取組状況を把握し、課題と対策について農業委員会と協議するとともに、対策マニュアルや取組事例を作成し取組の支援を行う。

○農業委員会に対し、農業委員会の役割等の理解醸成を図るとともに、農業委員や推進委員を導くマネジメント力を高めるための研修会等を実施する。

ウ 農地中間管理機構

○農業委員及び推進委員に対する機構事業の理解醸成と活用促進

○農業委員及び推進委員の担当地域における農地所有者や担い手への機構事業周知の要請

○1人1年1マッチングの達成のため、農業委員や推進委員と機構コーディネータが連携

3 今秋冬に実施する具体的な活動内容

○農業委員会会長・事務局長等会議（10月6日）

・農業委員会及び農地中間管理機構との連携に係る活動方針の協議

○農業委員会担当職員会議（10月31日）

・農業委員会事務局担当者を対象に、農業委員と推進委員の活動について協議する。

○農業委員・推進委員ブロック別研修会及び各市町農業委員会の研修会

（10～12月）

・農業委員及び推進委員に対し具体的活動内容を説明し理解醸成を図る。

○農業委員・推進委員による農地所有者の農地利用意向調査（10～12月）

・遊休農地のほか不作付地（保全管理農地）の農地所有者や高齢農家に対し農地利用意向調査を実施し貸付希望農地のリスト化を行う。

○農業委員会担当職員会議（1月中下旬）

・農業委員会事務局担当者を対象に、活動状況及を確認し、活動に係る課題などについて協議する。

市町農業委員会

